平成２１年（フ）第１６８１号
神戸市東灘区森南町２丁目５番17号
債務者　副島準四郎
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤掛　伸之
4　破産債権の届出期間　平成22年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月10日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２５号
兵庫県姫路市東辻井３―10―30レオパレスレインボー201、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町宮1411番地１
債務者　水谷　弘政
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８２６号
兵庫県姫路市東辻井３―10―30レオパレスレインボー201、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町宮1411番地１
債務者　水谷　定子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７１０号
新潟県新潟市中央区親松70番地18
債務者　濱口　　博
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　俊
4　破産債権の届出期間　平成22年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月12日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４４号
鳥取県鳥取市面影２丁目16番６号
債務者　小﨑　道宏
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　啓介
4　破産債権の届出期間　平成22年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月８日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３５号
北海道旭川市台場２条６丁目４番８号
債務者　前澤　幸司
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月３日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２１号
兵庫県姫路市西今宿６丁目４番14号
債務者　田中　修司
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８２号
滋賀県長浜市南田附町288番地
債務者　中嶋喜久治
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　葉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第８８７５号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目４番13号シュロス若江104号
債務者　石賀　直子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　嘉夫
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２７９号
大阪市淀川区田川２丁目３－６　北野ハイツ410号、住民票上の住所大阪市淀川区田川北１丁目６番19号
債務者　金田　浩志
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　圭子
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３８０号
大阪市旭区太子橋３丁目14番６号
債務者　大槻　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　敏信
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２９６４号
名古屋市北区六が池町123番地
債務者　加藤　友康
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０１号
函館市本通４丁目33番10号
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６０２号
函館市美原３丁目40番16号
債務者　住吉亜希子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
函館地方裁判所